

川崎市環境教育・学習アクションプログラム

持続可能で豊かな未来へつなぐ心の輪

～「知っている」から「行動している」へ～

川崎市

令和8(2026)年3月

目次

第1章	背景及び目的	・・・・・・・・・・・・・・・・	P3
第2章	これまでの取組など	・・・・・・・・・・・・・・・・	P6
第3章	体系・方針・位置づけ	・・・・・・・・・・・・・・・・	P11
第4章	環境教育・学習の推進に関する基本的な考え方	・・・・・・・・	P15
第5章	施策	・・・・・・・・・・・・・・・・	P22
第6章	環境教育・学習の推進と進行管理	・・・・・・・・・・・・・・・・	P39

第1章 背景及び目的

第1章 背景及び目的

01 背景

私たちは、化石燃料を始め、地球上の様々な自然資源を利用し発展してきましたが、これら人類の活動は、地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）を超えつつあり、自らの存続の基盤である自然環境を破壊し、気候変動、生物多様性の損失、環境汚染など、様々な環境問題を生じさせています。

こうした中、平成27(2015)年9月の国連持続可能開発サミットでは世界共通の目標として「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられ、環境を含む様々な問題の解決に向け、世界が動き始めています。全世界の人々が一丸となって持続可能な社会を目指すためには、大量消費、大量廃棄型社会から持続可能な社会への転換が必要であり、一人ひとりのライフスタイルの変革が求められます。

このような将来にわたって持続可能な社会を築いていくためには、ESD (Education for Sustainable Development、持続可能な開発のための教育) を通じて、体験活動の中から学び、持続可能な社会の担い手として主体的な役割を果たす人材を育成するとともに、相互に協力して活動を行う「協働」によって、分野横断的な環境保全活動を体系的に推進していくことが重要であり、様々な主体や世代が相互に協力して学び合い、地域全体で環境教育・学習に取り組むことが必要となっています。



第1章 背景及び目的

02 目的

本市は、平成7(1995)年11月に環境教育・学習を推進するためのガイドラインとして「川崎市環境教育・学習基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定しました。その後、平成18(2006)年、平成28(2016)年の改定を経て、令和3(2021)年2月には、基本方針の内容を見直すとともに、名称を「川崎市環境教育・学習アクションプログラム」(以下、「アクションプログラム」という。)に変更し、様々な主体や世代との協働・連携による環境保全活動の輪を広げ、環境教育・学習を持続的に発展させていく取組を行ってきました。

国は、令和6(2024)年5月に環境教育等による環境保全の取組に関する法律(以下、「環境教育等促進法」という。)第7条に基づく「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」(以下、「国の基本方針」という。)を変更し、持続可能な社会の実現のためには、立場や価値観の異なる多様な主体・世代の間の対話と協働を通じて、個人の行動変容と社会や組織の変革を連動していくことが重要であるとしました。

このような状況を踏まえ、環境保全活動を促す仕組みの基盤である「環境教育・学習」の充実・強化を図るため、本市が定めるアクションプログラムを改定し、個人の行動変容から社会の変革へつながるような環境教育・学習を総合的に推進することで、より良い環境を将来世代に継承していきます。



第2章
これまでの取組など

第2章 これまでの取組など

01 取組による成果①

これまでのアクションプログラムにおける分野別の成果指標の推移を表に示します。
アクションプログラム策定時と令和6(2024)年度で指標の変化を比較すると、20項目中、13項目で目指す方向へ状態が進んでいます。

目指す方向に進んでいない項目は、地球温暖化防止活動推進員の数、緑のボランティア活動箇所数、市民1人1日当たりの生活用水使用量、環境に配慮した生活を行っている人の割合、出前講座利用校の割合の5項目でした。

＜表は次のページに続きます＞

分野	項目	令和元(2019)年度 (プログラム策定時)	令和6(2024) 年度の結果	方向性	状態※1
脱炭素化	世帯当たり二酸化炭素排出量	2.5トン (2018年度暫定値)	2.23トン (2022年度暫定値)	少ない方がよい	
	再生可能エネルギー導入量	約200,000kW (2019年度実績)	約236,000kW (2023年度実績)	多い方がよい	
	地球温暖化防止活動推進員数	80人	76人	多い方がよい	
	クールチョイス登録数	26,591件	— ※2	多い方がよい	—
自然共生	公園や緑の豊かさ満足度	69.1%	71.7%	高い方がよい	
	緑のボランティア活動箇所数	2,337箇所	2,200箇所	多い方がよい	
	市民植樹による累計植樹本数	約104万本	約143万本	多い方がよい	
	生き物マップ報告件数	3,136件	17,089件	多い方がよい	

※1 目指す方向に進んでいる 目指す方向に進んでいない 変化なし

※2 国が進めてきた国民運動「クールチョイス」は「デコ活」に移行し、新規登録受付を終了したため(—)としています。

第2章 これまでの取組など

01 取組による成果①

分野	項目	2019年度(R1) (プログラム策定時)	2024年度 (R6)結果	方向性	状態※
大気や水などの環境保全	空気や川、海のきれいさ満足度	53.9%	56.0%	高い方がよい	
	次世代自動車普及率	13.5% (2018年度実績)	20.9% (2023年度実績)	高い方がよい	
	かわさきエコドライブ宣言の宣言者数	8,519人	8,540人	多い方がよい	
	市民1人1日当たりの生活用水使用量	235L	239L	少ない方がよい	
資源循環	1人1日当たりのごみ排出量	905g	793g	少ない方がよい	
	食品ロス削減協力店	250店舗	685店舗	多い方がよい	
	生ごみ処理機等購入費助成件数	205件	292件	多い方がよい	
	ごみ分別アプリダウンロード数	約13万6千件	約26万4千件	多い方がよい	
環境全般	環境に配慮した生活を行っている人の割合	49.9%	48.2%	高い方がよい	
	環境学習施設利用校の割合	59.6%	88.6%	高い方がよい	
	出前講座利用校の割合	27.2%	22.8%	高い方がよい	
	環境関連NPO登録数	42件	42件	多い方がよい	

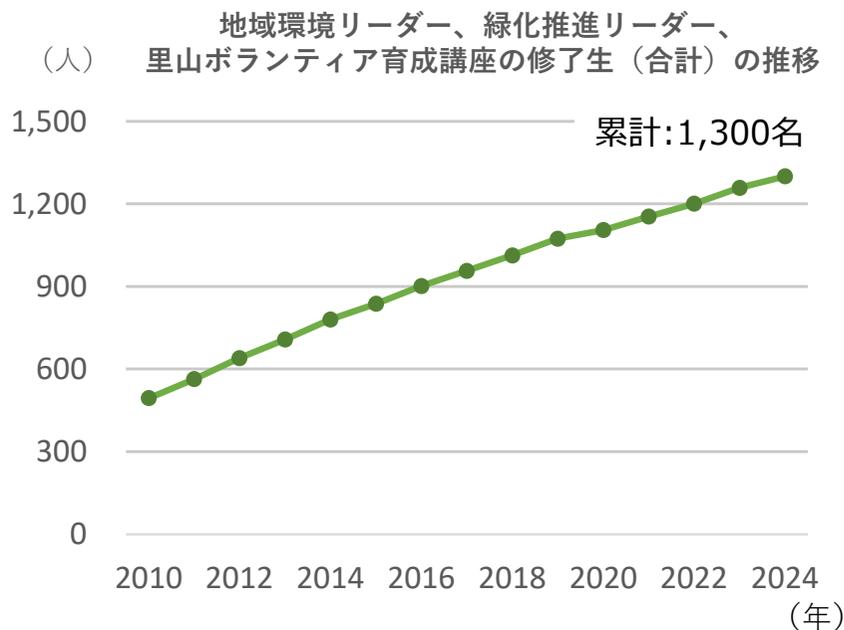
※ 目指す方向に進んでいる 目指す方向に進んでいない 変化なし

第2章 これまでの取組など

01 取組による成果②

環境教育・学習の取組を持続的に発展させていくため、環境教育・学習の活動や環境保全活動等の人材育成講座を積極的に展開してきました。地域環境リーダー、緑化推進リーダー、里山ボランティアの修了生の合計は令和6(2024)年度末現在で1,300人となり、地域での取組が広がっています。

また、市内の小学校では、ESD（持続可能な開発のための教育）、SDGs（持続可能な開発目標）の視点を取り入れた学習を積極的に行い、持続可能な社会を築くための取組を主体的に考えて行動する姿勢が育まれています。その成果として、平間小学校が、令和2（2020）年度には第4回ジャパンSDGsアワードの「特別賞」、令和6(2024)年度にはESD大賞の「文部科学大臣賞」を受賞するなど、市内の環境教育・学習の取組は広く評価されています。



令和6(2024)年度ESD大賞
(平間小学校が文部科学大臣賞を受賞)

本市の環境教育・学習は、アクションプログラムに基づき、多様な主体・世代において取り組まれ、環境教育・学習の活動や環境保全活動等の人材育成講座の修了生が着実に増加するとともに、市内の学校等では環境に関する様々な賞を受賞するなど、その成果が着実に出てきています。

一方、成果指標である地球温暖化防止活動推進員の数や緑のボランティア活動箇所数が減少するなど、環境教育・学習に携わる担い手の高齢化による人材不足が進んでおり、新たな人材の確保やキャリア支援等が求められています。さらに、市民1人1日当たりの生活用水使用量の増加や環境に配慮した生活を行っている人の割合が減少していることなどから、市民一人一人の良好で快適な生活を維持しつつも、持続可能な社会の発展のために一層の環境配慮行動も促していく必要があります。

また、気候変動や生物多様性の損失に代表される環境課題が深刻化してきています。こうした課題を解決し、持続可能な社会を実現するためには、地域や年齢に応じた環境教育・学習を推進し、様々な主体や世代が協力して、地域全体で環境課題に取り組む仕組み作りが不可欠です。



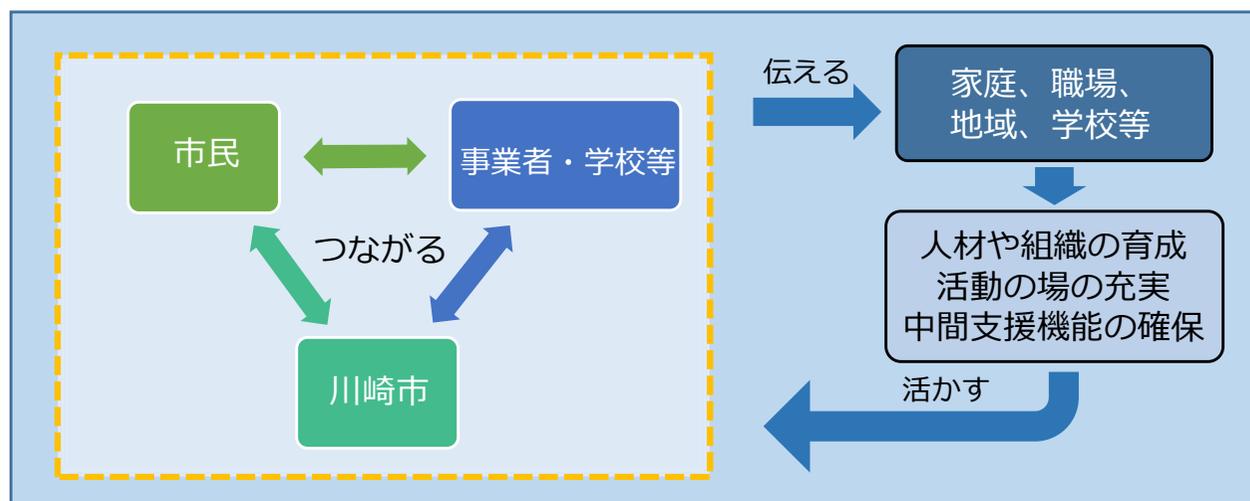
第3章 体系・方針・位置づけ

第3章 体系・方針・位置づけ

01 体系

本市では、環境教育・学習の基本方針を、「協働取組の視点」、「環境への配慮意識の一層の向上の視点」、そして、「育成した人材の活用による環境教育・学習の充実の視点」から、「つながる」、「伝える」、「活かす」という3つの基本的な体系に整理し、分野横断的に取組を推進してきました。引き続き、世界共通の目標であるSDGsの視点を大切にし、多様な主体・世代による取組を一過性に終わらせないために、それぞれが環境教育・学習に取り組みやすくする仕組みづくりを進め、地域でつながり、協力し合いながら、持続可能な社会づくりを協働・連携して進めていく必要があります。

新たなアクションプログラムでは、これまでの「つながる」、「伝える」、「活かす」という3つの基本的な体系を維持しながら、協働取組の実践支援並びに人材及び組織の発掘・育成・活用など、引き続き横断的に取組を推進していきます。



環境教育・学習の持続的な発展のイメージ

このアクションプログラムは、市民・事業者・行政が協働・連携し、環境教育・学習を推進する上で必要な、基本的な考え方や各主体の役割等を示すものです。

令和3（2021）年度に改定した川崎市環境基本計画において、目指すべき環境像として掲げる「豊かな未来を創造する地球環境都市かわさきへ」の実現に向けて、環境教育・学習により貢献することを目的とし、脱炭素（ネット・ゼロ）、自然再興（ネイチャーポジティブ）、循環経済（サーキュラーエコノミー）の視点も踏まえて取組を進めていきます。

また、目的の実現に向け、次のとおり方針を定めます。

『持続可能で豊かな未来へつなぐ心の輪 ～「知っている」から「行動している」へ～』

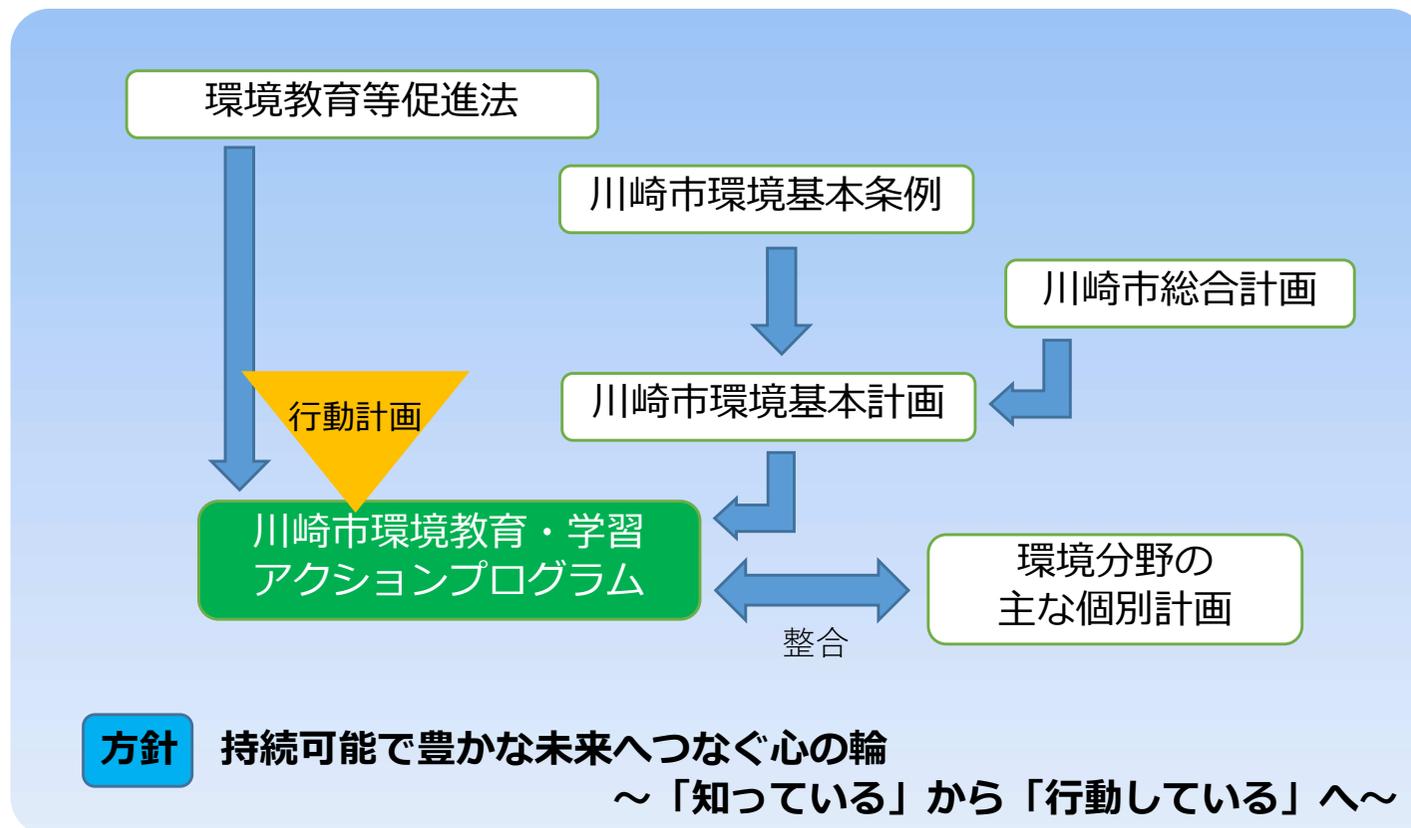
持続可能な社会を実現させるために、協働による環境教育・学習の取組を通じて、知識の習得にとどまらず、複雑化・多様化する環境問題に対応でき、様々な主体や問題の関連性について理解し、主体的に行動できる人材を育成することを目指します。



第3章 体系・方針・位置づけ

03 位置づけ

アクションプログラムは、環境基本計画の個別計画としての位置づけだけでなく、環境教育等促進法第8条に基づく「行動計画」として位置づけ、期間は令和8(2026)年度から概ね5年間とし、社会状況の変化等に応じて適宜見直しを図ることとします。



(参考) 環境教育等促進法 抜粋

(都道府県及び市町村の行動計画)
第八条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画を作成するよう努めるものとする。

第4章 環境教育・学習の推進に関する基本的な考え方

第4章 環境教育・学習の推進に関する基本的な考え方

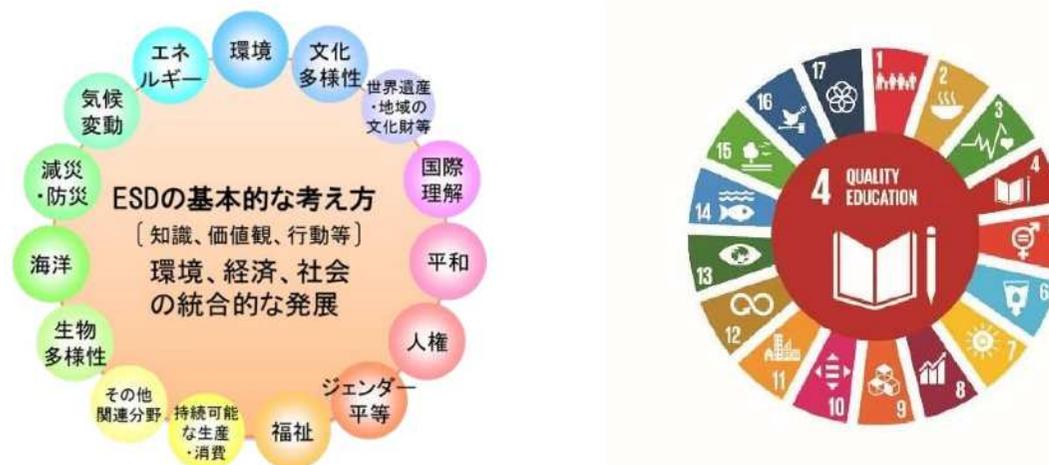
01 SDGsの実現に貢献するESDの視点を取り入れた取組の推進

ESD (Education for Sustainable Development) は、「持続可能な開発のための教育」と訳され、「一人ひとりが世界の人々や世代、また、環境との関係性の中で生きていることを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動を変革するための教育のこと」を言います。それは、環境課題を自分事として捉え、その解決に向けて自ら行動を起こす力を身に付けるための教育です。単なる知識の習得や活動の実践にとどまらず、日々の取組の中に持続可能な社会の構築に向けた概念を取り入れ、問題解決に必要な能力・態度を身に付けるための工夫を継続していくことが求められています。

また、平成27（2015）年9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」内で、全会一致によって採択されたのが2030アジェンダで、その中に「持続可能な開発目標（SDGs）」が盛り込まれました。

教育はSDGsにおいて、目標4に位置づけられており、ESDはターゲット4.7に記載されていますが、ESDを主導する国連教育科学文化機関（ユネスコ）においては、ESDはターゲットの一つとして位置づけられているだけでなく、SDGsの17全ての目標の実現に寄与するものであると確認されています。

本市は、令和元（2019）年に「SDGs未来都市」に選定され、SDGsを強く意識して各施策に取り組んでいます。環境教育・学習についても、このSDGsの視点を大切にしながら、ESDの考え方を踏まえて取組を推進していきます。



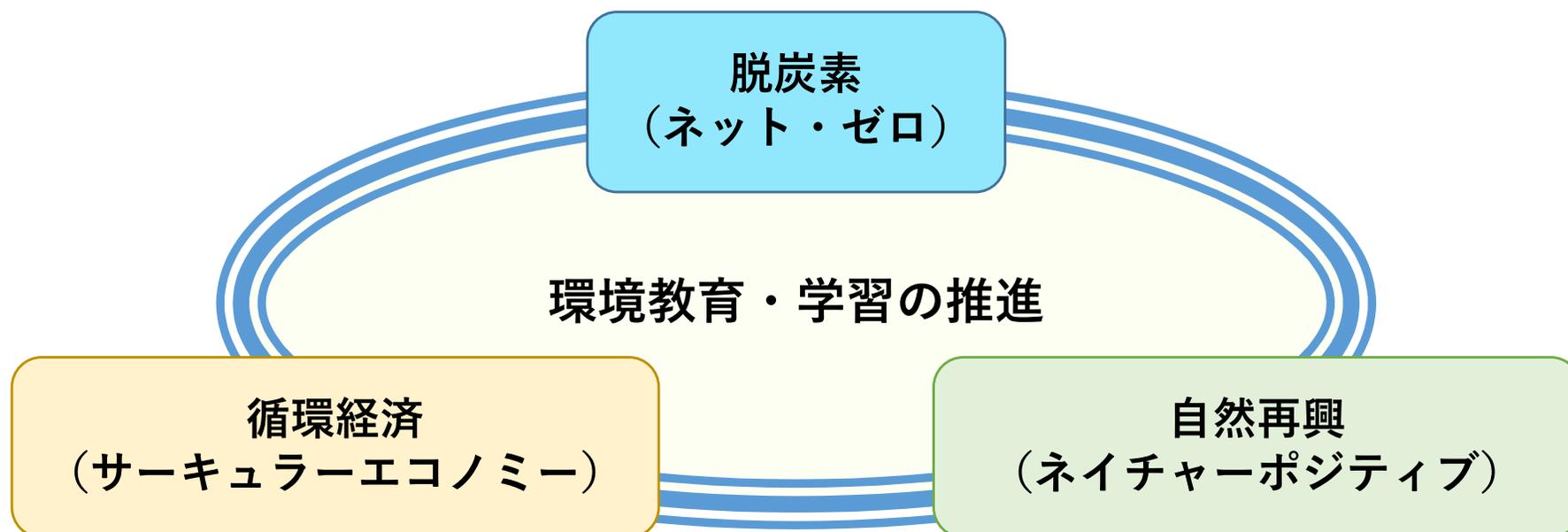
出典：「ESD推進の手引き」（令和3（2021）年日本ユネスコ国内委員会）

第4章 環境教育・学習の推進に関する基本的な考え方

02 脱炭素、自然再興、循環経済の統合的な取組

脱炭素や自然再興、循環経済といった複雑化した現代の環境問題には、一人ひとりが意識を変えるだけではなく、多様な主体の参画によるパートナーシップを通じて取組を広げ、社会全体の変革につなげていくことが不可欠です。

環境教育・学習の実施にあたっては、自らの生活とこれらの複雑化する環境問題とのつながりに対する意識を促し、各主体の自主的、積極的行動、環境政策への参画を促進するだけでなく、各主体間の対話を通じて、取組相互のネットワーク化とパートナーシップを構築することにより、多様な主体・世代が環境危機に向き合い、環境問題に意欲的に取り組む人材を育むとともに、個人の行動変容を社会の変革につなげ、地球規模での環境問題を統合的な解決に結びつくよう取組を進めていきます。



第4章 環境教育・学習の推進に関する基本的な考え方

03 情報通信技術（ICT）の活用

これまで、環境教育・学習においては、現実の体験活動を重視した取組を行ってまいりましたが、令和2（2020）年の世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大により、学びの在り方を含めた社会の在り方が大きく変わり、ICTの活用が急速に進展しました。特に小中学校では、令和元（2019）年12月にスタートした「GIGAスクール構想」により、児童生徒が1人1台端末を持ち、高速大容量の通信ネットワーク整備等が実現するなど、学校や家庭、職場でもICTの日常的な活用が進んでいます。

ICTの活用は、外出しにくい人が自宅にいながら体験活動や学び合いに参加することができたり、遠くの地域を含む多様な地域に暮らす人々と学び合うことができたりと、学びの機会の拡大にもつながります。今後は現実の体験活動だけではなく、映像による教材やコンテンツを充実させ、ICTによる体験活動や学び及び対話を意識した環境教育・学習を推進します。



GIGA端末を活用した環境教育の様子



環境教育・学習用の動画



エコフェスタかわさきの企画会議
(オンライン併用)

第4章 環境教育・学習の推進に関する基本的な考え方

04 「国の基本方針」に基づく環境教育の目的・視点等

「国の基本方針」では、「ESDによって育みたいもの」や「環境教育で強調したい視点」を、「ESDを踏まえた環境教育の目的・視点」として次のとおり例示しています。

ESDを踏まえた環境教育 の目的・視点	育みたい力	<ul style="list-style-type: none">・問題や現象の背景を理解する力・多面的かつ総合的なものの見方を重視し体系的に思考する力・物事を批判的にとらえ代替案を思考する力・創造的に思考する力・未来像を予測して計画を立てる力・データや情報を分析する力・協調的に課題を解決する力・複雑さやリスクに対応する力・コミュニケーションをとる力・リーダーシップを発揮する力・シティズンシップを発揮して市民として参加する力 など
	育みたい態度	<ul style="list-style-type: none">・市民として責任ある行動を取る態度・他者と協力する態度・つながりを尊重する態度・進んで参加する態度・自身の行動変容を進めようとする態度 など
	育みたい価値観	<ul style="list-style-type: none">・環境の尊重・多様性の尊重・非排他性・平和と非暴力 など・人間の尊重・包摂性の尊重・機会均等
	強調したい視点	<ul style="list-style-type: none">・地球規模及び身近な環境の変化に気づくこと・環境に関わる問題を科学的かつ客観的にとらえること・環境に関わる問題の多面性を認め、多様な視点から公正な態度でとらえること・資源の有限性や自然環境の不可逆性を理解すること・ライフサイクル（生産・流通・消費・廃棄）の視点で経済社会システムの環境負荷をとらえること・環境負荷とそれに伴うリスクを生み出している社会経済の仕組み、生活や文化のあり方を省みること・豊かな環境とその恵みを大切に思う心をはぐくむこと・人間を含む生態系の中のいのちの大切さ、いのちの支え合いを学ぶこと など

第4章 環境教育・学習の推進に関する基本的な考え方

04 「国の基本方針」に基づく環境教育の目的・視点等

また、効果的な環境教育を実現するために、「環境教育のあらゆる実践において大切にしたい点」と「協働取組の実践において大切にしたい点」を次のとおり例示しています。

環境教育の実践において 大切にしたい点

- ・環境「の中で」「について」「のため」の教育を状況や目的に応じ組み合わせること
- ・人々の個性や多様性を尊重し、安心して参加できる環境を整えること
- ・多様な立場や状況、価値観の人々間の対等な出会いを促すこと
- ・学習者の気づきや力を引き出し、学び合いを促進すること（ファシリテーション）
- ・主体は「教える人」ではなく「学ぶ人」であることを意識し、自己決定を尊重すること
- ・学習者自らが感性を働かせて考えるプロセスを設けること
- ・各自の考えや学びの結果を共有し、振り返るプロセスを設けること
- ・事物や事象の背後にある意味や関係性を解くこと（インタープリテーション）
- ・人と人、人と自然、人と地域・社会のつながりを十分に意識すること
- ・経済や社会との関係に留意し、環境、経済、社会の統合的な向上を意識すること
- ・活動に遊びや創造の要素を取り入れること
- ・日常での体験に加え、旅などの非日常的な体験において感動や学びを引き出すこと
- ・特定の結論や価値観に誘導しないよう留意すること
- ・個人の行動だけでなく、組織や地域等における集団の取組を重視すること など

協働取組の実践において 大切にしたい点

- ・地域や関係者が置かれている状況について、関係者間の関係性やこれまでの経緯や背景を理解すること
- ・広範なステークホルダーの包摂や心理的安全性の確保、プロセスの透明性等の協働の場を運営するための制度を設計すること
- ・互いの立場や強みを理解し、信頼関係を構築し、それぞれの役割を果たすといった協働のプロセスを踏まえること
- ・協働取組の過程の成果を可視化・共有し、共通理解の醸成、取組意欲の増進を図ることで、取組が更に深化すること
- ・協働のプロセスを支える中間支援機能（ファシリテーター、コーディネーター、アクセラレーター等の各役割を、複数人で分担することが望ましい）を地域内外に獲得すること
- ・様々な主体が協働取組に参画し、実践できるよう、中間支援組織に関する積極的な情報提供に努めること

本市においても、これらの点を意識しながら、環境教育・学習を推進していきます。

第4章 環境教育・学習の推進に関する基本的な考え方

05 各主体の役割

環境教育・学習は、実施する各主体が対等な関係性のもと、互いの得意分野や役割を理解した上で、それぞれの持つ能力や特徴等を活かし、適切な役割分担の下、協働して環境教育・学習を推進していく必要があります。

それぞれの環境教育・学習の推進に関する役割分担の基本的な考え方は、次のとおりとします。

市民の役割	市民	<ul style="list-style-type: none">・良好な環境の保全及び創造に主体的に取り組み、自らの生活行動が環境を損なうことのないよう努めるとともに、市の環境施策の推進に積極的に参画し協力する（環境基本条例）・環境に配慮したライフスタイルを実践し、環境に配慮した消費者(グリーンコンシューマー)として社会経済の仕組みを変えていく役割・良好な環境の保全のために主体的・積極的に行動していく役割
	市民活動団体等	<ul style="list-style-type: none">・自らの経験やネットワークを活かし、問題意識や意欲を引き出し、自発的な行動を促進するなど、推進役を担う役割・活動内容を広く理解してもらい、他の地域に広めるため、イベントや出前授業等を通じて情報を発信する役割
	各種人材育成講座の修了生等	<ul style="list-style-type: none">・地域や職場で率先して環境保全活動や環境配慮行動を実践する役割・コーディネーター、ファシリテーター、アクセラレーター役として各主体間の調整や各主体の取組を促進する役割
事業者の役割	事業者	<ul style="list-style-type: none">・自らの活動が環境に影響を与えている立場を自覚し、環境汚染の防止並びに良好な環境の保全及び創造に努め、市の規制及び指導を順守するとともに、市の関連施策に積極的に協力する（環境基本条例）・地域社会の一員として、地域の環境保全活動に積極的に参加するとともに、事業所内の環境意識を高める役割・技術力を活かした見学の受け入れや学校等での出前講座の実施など、積極的に環境教育・学習に協力する役割
	学校等	<ul style="list-style-type: none">・発達段階に応じて、環境教育・学習を実施し、環境問題について正しい理解を深め、児童生徒だけでなく、教職員、関係者を含めて、自ら考えて行動できるように教育する役割・ICTを活用しながら、体験活動を通じた学び及び対話と協働を通じた学びを実践する役割
行政の役割	市	<ul style="list-style-type: none">・市の施策の実現にあたり、環境への影響を配慮し、市民の意見を尊重して、良好な環境の保全及び創造に努める（環境基本条例）・体験の機会や場の充実や人材の育成、自立的な活動への支援・環境に配慮した行動促進から社会経済システムを変えていくための仕組みづくり・様々な主体との協働や効果的な環境配慮意識の定着化を図る役割・環境関連情報の発信による活動促進と地元愛の醸成を図る役割・各主体の継続的な取組を支える人的・経済的基盤の充実を図る役割・職員の環境意識を高める役割・国や近隣都市等と連携し、市域を超えた広域的な対応に取り組む役割

第5章 施策

基本的な方向性Ⅰ 協働取組の推進 「つながる」

環境教育・学習は、地域の市民、市民活動団体等（NPO法人等）、事業者や学校、行政などの様々な主体や世代により取り組まれています。

これらの実施主体は、異なる得意分野や機能などに応じ、様々な役割を有していることから、各主体が相互に協働・連携して、地域全体で取り組むことにより、地域における環境教育・学習の効果をより高めることができます。

そのため、地域にある資源を活用し、若者の社会参加など世代間の交流を促進し、各世代の幅広い参加が得られるよう取組を展開していきます。

また、市は様々な主体や世代が、家庭、学校、地域等の様々な場において、多様なコラボレーションによる環境教育・学習の推進を図るとともに、環境教育・学習の担い手と受け手のニーズを把握し、「つなぐ役割」を果たします。



第5章 施策

01 基本的な方向性Ⅰ 協働取組の推進「つながる」

ア 川崎の地域資源を活用したつながりづくり

本市には、公害克服に向けて取り組んできた経験のほか、優れた環境技術、河川や丘陵等の豊かな自然、数々の環境教育・学習の拠点、地域で行われている活発な取組など、環境保全活動を支える地域資源が豊富にあります。

これらの地域資源を活用し、各主体や世代間の交流を促進しながら地域の活動力を強め、持続可能で効果的な環境保全活動につなげていきます。

<取組の内容>

- 優れた環境技術を有する企業や市内の河川や里山、公園等の豊かな自然を各主体の活動とつなげることで、環境に関する興味を引き付け、効果的に環境教育・学習を推進します。
- 環境教育・学習の拠点相互間でのイベント開催や広報、地域の取組との連携などにより、相乗的・横断的に活動の輪を広げます。
- スポーツや芸術などの文化や地域防災、子育ての取組等の地域における活動と連携し、環境の視点や要素を入れていくことで、環境に対する興味や意識の向上を図ります。

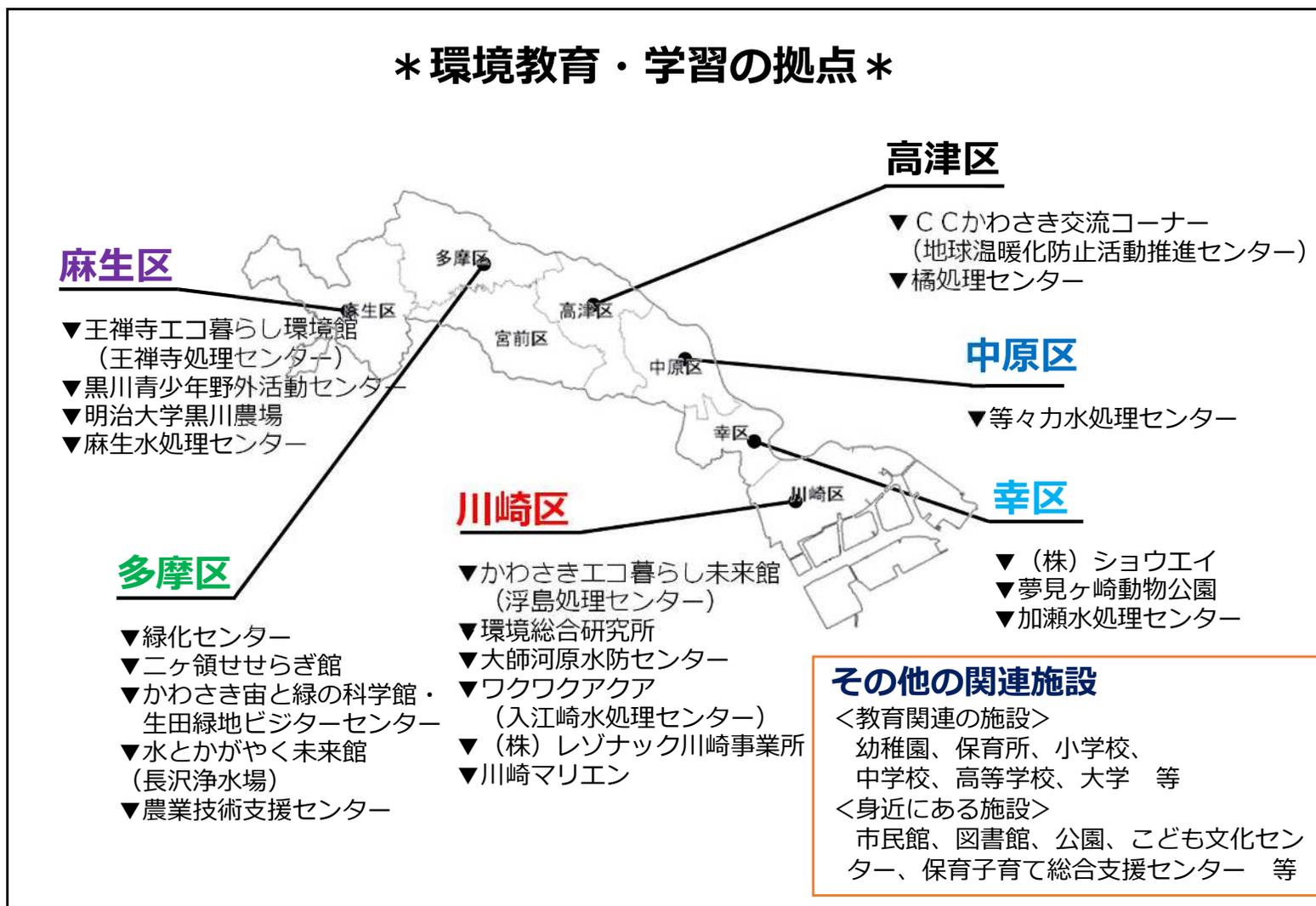
川崎の地域資源を活用したつながりのイメージ



第5章 施策

01 基本的な方向性Ⅰ 協働取組の推進「つながる」

ア 川崎の地域資源を活用したつながりづくり



第5章 施策

01 基本的な方向性Ⅰ 協働取組の推進「つながる」

イ 環境教育・学習に関する協働への支援 【重点】

市内には環境教育・学習を行う個人や団体が多くあり、既に活発な活動を行っています。また、事業者は世界に誇る環境技術を有し、様々な機会を通じて、環境技術を生かした環境教育・学習を実施しています。これらの団体や事業者等が協働・連携しつながることで、これまでにない大きな活動や大きな成果を創出することができます。こうした取組を一層推進するため、積極的な支援を行っていきます。

<取組の内容>

- 環境教育等支援ポータルサイトの運営などにより、協働の活動につながる情報提供を強化します。
- 各主体間のつながりを促進するため、様々な市民活動団体の活動紹介や団体間の交流の場の機会を創出します。
- 多様な主体をつなぎ・調整するコーディネーターや対話と協働を促進するファシリテーター、活動を加速化させるアクセラレーター等の中間支援機能を担う人材の育成を支援します。



基本的な方向性Ⅱ 環境教育・学習を地域で実践 「伝える」

環境教育・学習において重要なことは、知識の習得にとどまらず、行動変容につなげることです。また、環境に配慮した行動を起こすきっかけとして、身近な人に経験や体験を伝えることは、とても重要です。

伝える側は家庭や職場、地域、学校等の様々な場で環境教育・学習を実施することで、自らの考えや取組を振り返ることができ、伝えられる側は自ら問いや課題を見つけ、追及・考察することで、自分なりの考えを深め、さらに他者との意見交換や協働を通じて、環境保全に取り組んでいく人材が育まれ、地域における行動が促進されます。

そこで多くの主体や世代が、様々な場において効果的に環境教育・学習につながる経験や体験を伝えられるよう、ICTを有効に活用しながら機会の創出に取り組んでいきます。



第5章 施策

02 基本的な方向性Ⅱ 環境教育・学習を地域で実践「伝える」

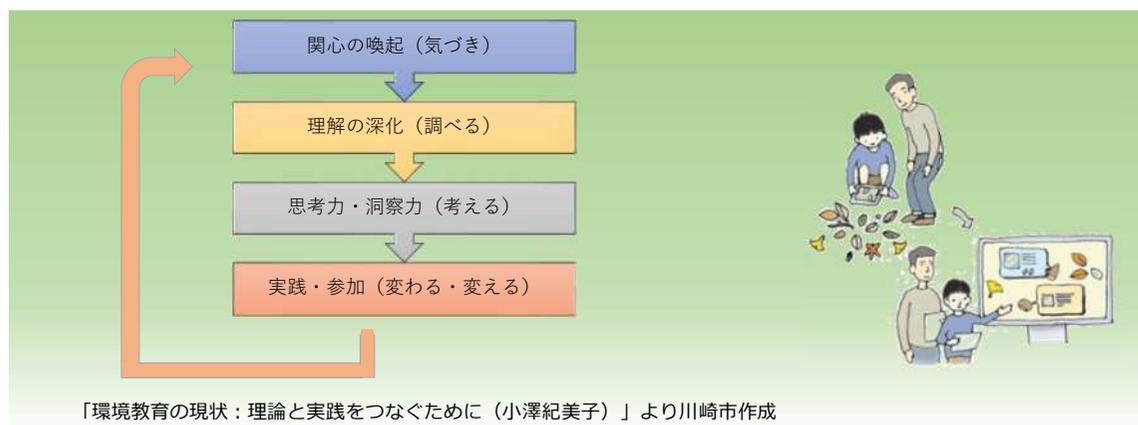
ア 関心を引きつけて活動を促す取組

環境教育・学習の推進にあたっては、はじめに私たちの生活が自然の恵みの上に成り立っていることや、日頃の活動に起因する環境負荷が環境に大きな影響を及ぼしていることへの理解が重要です。そのうえで、下の図のプロセスのように、関心を引き出し、理解を深め、問題解決に向けて考え、具体的な行動に移すという一連の流れにつながるよう取組を促すことが効果的です。

その際、知識を一方向的に伝えるのではなく、脱炭素や自然再興、循環経済など、その時々社会課題や参加者の属性に応じて、学習することによって得られる価値や効果を共有するなど双方向のコミュニケーションを取り、参加者から気付きを引き出すことで活動を促していきます。

<取組の内容>

- 身近な自然に触れ、自らの生活が自然の恵みの上に成り立っていることが実感できる体験型の環境教育・学習を推進します。
- 脱炭素や自然再興、循環経済など、社会が直面している課題との関わりを共有し、参加者の行動につながる環境教育・学習を推進します。
- それぞれの取組が一連のプロセスのどの段階に位置しているかを意識してもらい、次の行動を具体的に促すことで効果的な取組の実践につなげます。



第5章 施策

02 基本的な方向性Ⅱ 環境教育・学習を地域で実践「伝える」

イ 成長過程に応じた取組 【重点】

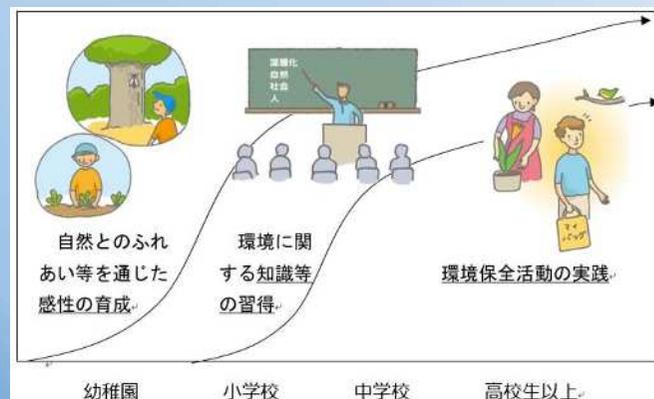
環境教育・学習は、幼児、児童、生徒、成人等のそれぞれの発達段階で継続的に実施されることが必要であり、成長過程に応じて重視すべき課題の比重を変えていくことが有効です。

幼児期から小学校低学年にかけての子どもは、自然体験や社会体験といった活動を積み重ね、自然を感覚的に理解し、いのちを大切にする感覚を養い、感受性を豊かにすることが重要となります。

小学校の中・高学年以上では、環境を客観的に認識し、概念的に理解する能力が育まれてくるため、自然の仕組みや、自分たちの生活と環境との関わりに対する理解を促し、問題解決能力の育成を図ることが重要となります。さらに中学生以上では、環境に関する事象の因果関係や相互関係について理解し、環境問題を総合的に捉えることが可能となり、成長するにしたがって感性学習、知識・技術の学習よりも参加・行動の学習が重要となってきます。

本市の将来を担う子どもたちには、幼児期から成長過程に応じた環境教育・学習を継続していくことで、自然に対する感性を育み、環境に関する知識等を身につけ、環境保全活動の実践につなげていきます。

発達段階に応じた環境教育のアプローチ（感性→知識→行動）



生涯学習と環境教育（1992年 阿部治立教大学教授）の図を基に作成

第5章 施策

02 基本的な方向性Ⅱ 環境教育・学習を地域で実践「伝える」

イ 成長過程に応じた取組 【重点】

a 幼稚園、保育所等での取組

自然の大きさ・美しさ・不思議さ等に直接触れる体験（あそび）を通じて、自然に対する豊かな感性や環境を大切に思う心を育てるために、保育の中に「環境教育」の要素を取り入れていきます。

<取組の内容>

- 幼稚園や保育所、保育・子育て総合支援センター等と連携して、「幼児環境教育プログラム」の普及や実践を進めます。
- 「幼児環境教育プログラム」に関する職員向け研修を実施します。
- 幼稚園や保育所等での取組事例をホームページ等で公開することにより、他園での取組を推進します。



幼児環境教育プログラム「つながりたのしむあそび集」



幼児環境教育プログラム（むしめがね探検隊）

第5章 施策

02 基本的な方向性Ⅱ 環境教育・学習を地域で実践「伝える」

イ 成長過程に応じた取組 【重点】

b 小・中学校での取組

社会科、理科、技術・家庭科、その他教科等において、環境への理解を深め、行動に結びつけられるようなプログラムを提供するほか、特に、総合的な学習の時間を中心に、「課題を設定し、情報を収集し、整理・分析した内容をまとめ、発表する」など、探究の過程を通じた環境教育を展開します。また、生徒一人一人に配布されているGIGA端末等を通じて、ICTを活用した効果的な取組を推進します。

<取組の内容>

- 楽しみながら学び、自然環境や環境問題に対する関心や環境保全に参加する姿勢の定着に結びつくよう、ICTを活用した環境教育の教材（映像・動画等のコンテンツ）やプログラムの充実を図ります。
- 学校施設への太陽光発電等の設備の導入やごみ焼却施設から生み出される再生可能エネルギーの供給によるエネルギーの地産地消など、学校施設を教材として活用した環境教育を推進します。
- 緑化や花苗の育成等を実施するとともに、食を通じた環境教育を行います。
- 地域や企業等との学び合いや連携を支援し、環境教育・学習を促進します。



環境副読本を活用した授業の様子



出前ごみスクールの様子

第5章 施策

02 基本的な方向性Ⅱ 環境教育・学習を地域で実践「伝える」

イ 成長過程に応じた取組 【重点】

c 高等学校・大学での取組

高等学校においては、環境問題を解決するための具体的な行動の実践につなげるため、具体的な環境問題を題材にした発展的、専門的な環境教育・学習が実施できるよう、環境問題に関する情報の提供やステークホルダーとの調整などの必要な支援を行います。また大学においては、大学の特色を活かした地域等との連携による取組を円滑に進められるよう必要な支援を行います。

<取組の内容>

- 高等学校においては、総合的な探究の時間などを活用し、生徒の探究による環境教育・学習を支援します。
- 探究学習で自らの調べに活用できるコンテンツの充実等を行います。
- 地域の取組への参画など、自発的な環境学習を支援するため、環境問題や取組事例、地域の活動報告等を掲載するなど環境教育等支援ポータルサイトの充実を図ります。
- 組織や社会の活動へ参画し、自らの行動変容につながる学びを促進するため、地域の多様なステークホルダーとの取組・連携を支援します。



探究学習の様子

第5章 施策

02 基本的な方向性Ⅱ 環境教育・学習を地域で実践「伝える」

ウ 自発的な取組への支援

環境に対する問題意識や使命感、興味等に関する自発的な意思が、環境保全活動を始めるきっかけや活動を継続していく動機となります。そのため、自発的行動を引き出し、その取組を周囲に広めていくことが大切です。

これらの取組を後押しするため、地域の市民活動団体等との交流の場を設けるほか、地域での優れた活動に対して表彰を行います。

<取組の内容>

- エコ・フェスタかわさきなど、自発的に取り組む市民の交流の場づくりの支援を行います。
- 環境功労者表彰やスマートライフスタイル大賞などにより、環境に係る優れた取組を行った個人や団体を表彰します。



エコ・フェスタかわさき



環境功労者表彰式

第5章 施策

02 基本的な方向性Ⅱ 環境教育・学習を地域で実践「伝える」

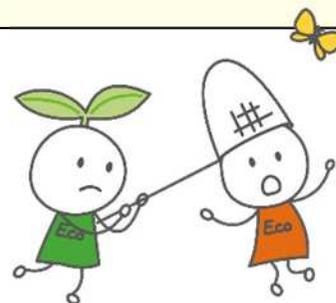
エ 効果的な情報発信 【重点】

環境教育・学習の取組を効果的に促進していくには、環境課題や環境保全、環境教育・学習の取組、各主体の活動内容などに関する正確な情報を様々な人が容易に入手することができる情報提供体制の充実が必要です。そのため、環境に関する最新の情報や取組、各主体による活動内容を把握し、積極的にホームページ等で公開していきます。

さらに、地域の取組を次世代につなげるためには、地域住民自らが川崎への地元愛を育み、川崎をより良くしたいという気持ちになることが重要なため、川崎への愛着・誇りを醸成する魅力発信も行います。

<取組の内容>

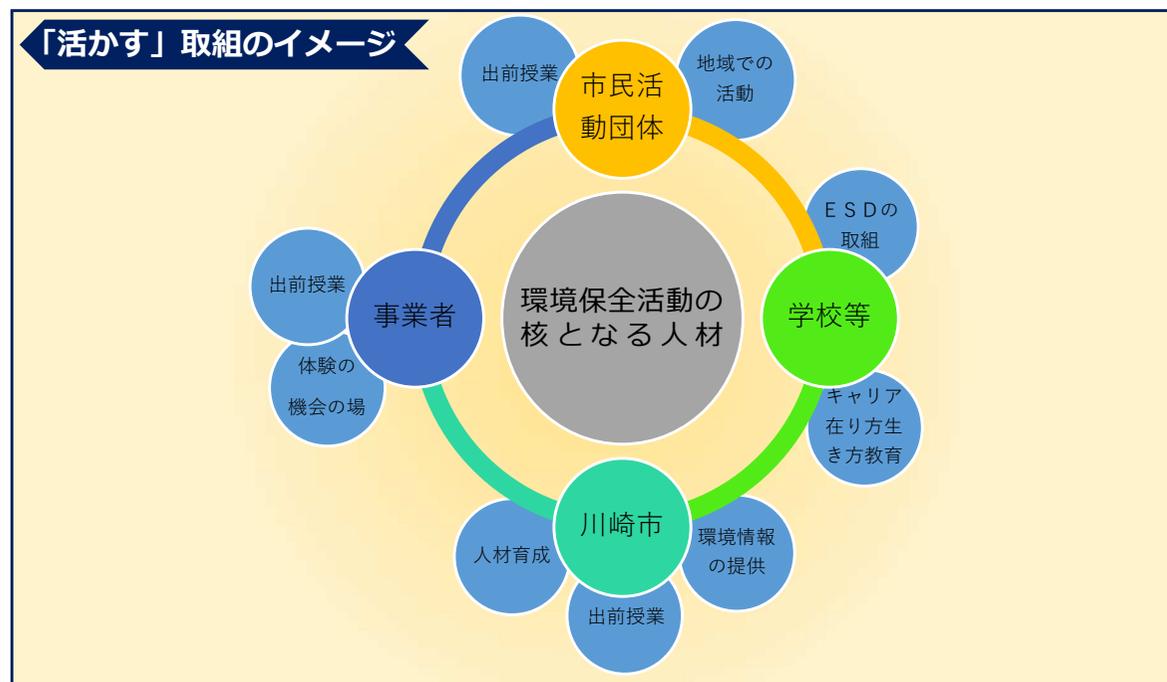
- あらゆる世代に必要な情報が届くよう、ホームページやSNS、アプリ、チラシ等を組み合わせて、環境教育・学習につながる情報やイベント、活動等を発信します。
- 環境教育等支援ポータルサイトを活用・充実させ、環境に関する情報や各主体の活動等について情報発信を行います。



基本的な方向性Ⅲ 人材育成とその活用
「活かす」

環境教育・学習を実施することにより、地域や職場、学校等で環境保全活動を率先して行う人材育成の機会を創出するだけでなく、その人材が活動できる場や機会を拡充することも必要です。また、環境教育・学習で得た知識は家庭や職場、地域などで実践することで、その知識や取組はさらに周囲に広がっていきます。特に若者は持続可能な社会づくりに向けた変革の担い手として重要な存在であり、若者が環境に興味を持ち、自らの問題意識や解決策を関連する人たちを巻き込みながら社会に発信することが、社会の変革を推進するための力になります。

そのため、環境教育・学習の活動の場となる拠点・施設の充実や環境保全活動の核となる人材の育成を進めるとともに、若者をはじめとした環境教育・学習を受けた人材との連携・活用を推進します。



第5章 施策

03 基本的な方向性Ⅲ 人材育成とその活用「活かす」

ア 環境保全活動の核となる人材育成とその活用 【重点】

環境教育・学習を継続的かつ効果的に推進していくために、各主体間をつなげる役割をもった調整役（コーディネーター）や問題意識や意欲を上手に引き出し、自発的な行動につなげていく役割を持った促進役（ファシリテーター）、活動を加速化させる役（アクセラレーター）のような環境保全活動の核となる人材（中間支援機能を担う人材）の育成・発掘を行うとともに、それらの人材が多く地域の場面で各主体と連携して環境保全活動が進められるよう、活動を支援していきます。

<取組の内容>

- 地域環境リーダーや里山ボランティア育成講座など、地域で活動する人材育成を推進します。
- 各種人材育成講座の修了生が地域で活躍できるよう、必要な情報提供や支援を実施します。
- 中間支援機能を担う人材との連携を強化することで、環境教育・学習の取組を効果的に推進します。
- 地球温暖化対策の推進に関する法律第38条に基づき指定している「川崎市地球温暖化防止活動推進センター」など、様々な中間支援組織との連携を推進します。



地域環境リーダー育成講座の様子



里山ボランティア育成講座の様子

第5章 施策

03 基本的な方向性Ⅲ 人材育成とその活用「活かす」

イ 環境教育・学習に係る拠点施設の充実

本市には、公共の環境教育・学習施設のほか、環境教育等促進法に基づく環境教育等に係る体験の機会の場合など、多くの環境教育・学習拠点や関連施設があります。特に体験の機会の場合は令和7(2025)年11月時点で、全国において37団体(施設)が認定されており、そのうちの3施設が市内にあります。

これらの施設を有効に活用し、知識の習得にとどまらず、環境のために主体的に行動できる人材を育成することを目指します。また、環境教育・学習拠点等は学校教育における環境教育としての活用も有効であることから、成長過程に応じて学校等へ情報提供を行います。

<取組の内容>

- 環境教育・学習が可能な施設の整備や体験の機会の場合の認定を推進します。
- 積極的な広報により、環境教育・学習施設や体験の機会の場合の利用促進を図ります。
- 学校教育における活用を促進するため、学校や教職員等への必要な情報提供を行います。

環境教育等に係る体験の機会の場合に認定している民間事業者

事業者名	主な内容
株式会社レゾナック 川崎事業所 (川崎区扇町5-1)	使用済みプラスチックのアンモニア原料化を通じた環境教育(分別体験、化学実験、事業所見学等)
株式会社 ショウエイ (幸区新川崎2-6)	ろ過装置を利用した水、熱、電気の省エネの取組(ろ過実験、事業所見学等)
明治大学黒川農場 (麻生区黒川2060-1)	アグリサイエンスアカデミー(農業体験等)



第5章 施策

03 基本的な方向性Ⅲ 人材育成とその活用「活かす」

ウ 行動変容や社会の変革につなげるための新たな取組

本市には、地域環境リーダーをはじめとするコーディネーターや環境教育・学習施設など、環境教育・学習を支える人材や施設が多数あります。また、GIGAスクール構想により、児童・生徒に、1人1台の端末が貸与されるとともに、高速大容量の通信ネットワークの環境が整備され、ICTを活用した学びも実践されています。

こういった人材や環境教育・学習施設等での体験活動やICTを活用することにより、個人の行動変容と社会や組織の変革を促す環境教育の取組を推進します。さらに、環境の分野でも広がりが期待される行動科学（ナッジ）を活用し、家庭や学校、職場での行動変容を促すとともに今後の地域の担い手である若者の意欲や関心、アイデアを取り入れながら、環境教育・学習を推進していきます。

<取組の内容>

- コーディネーター等の人材や環境教育・学習施設、GIGAスクール構想による環境の変化を最大限に活かし、個人の行動変容と社会の変革を促します。
- 若者の関心やアイデア等が社会の変革につながっていくよう、世代間の公正を保ちつつ、政策形成において若者の意見を積極的に取り入れていきます。



第6章 環境教育・学習の推進と進行管理

第6章 環境教育・学習の推進と進行管理

01 施策一覧及び重点施策

アクションプログラムに定める目的・方針の実現を目指し、各施策を横断的に進めます。また、現行のアクションプログラムの取組・成果を踏まえ、取組の一層の強化が必要と考える取組は重点施策として位置づけ、推進を図ります。

基本的な方向性Ⅰ 協働取組の推進「つながる」		
	川崎の地域資源を活用したつながりづくり	
★	環境教育・学習に関する協働への支援	重点施策
基本的な方向性Ⅱ 環境教育・学習を地域で実践「伝える」		
	関心を引きつけて参加を促す取組	
★	成長過程に応じた取組	重点施策
	自発的な取組への支援	
★	効果的な情報発信	重点施策
基本的な方向性Ⅲ 人材育成とその活用「活かす」		
★	環境保全活動の核となる人材育成とその活用	重点施策
	環境教育・学習に係る拠点施設の充実	
	行動変容につなげるための新たな取組	

第6章 環境教育・学習の推進と進行管理

02 進行管理

施策を着実に推進するため、アクションプログラムの進行管理は、環境白書の中で効率的に行います。

また、脱炭素、自然再興、循環経済への貢献に向けて、本プログラムが目指す「主体的に行動できる人材育成」を実現するため、次の通り指標を設定し、「計画(Plan)・実行(Do)・点検(Check)・改善(Action)」に基づくPDCAサイクルを用いて、毎年度、点検及び改善を行います。

	指標の内容	現状 (R6実績)	主に寄与する 方針		
			I	II	III
指標 1	環境に配慮した生活を行っている人の割合	48.2%		●	
指標 2	環境、緑、里山等に関する人材育成講座修了生の合計数（累計）	1,300人	●		●
指標 3	環境出前授業の実施回数	283回		●	●
指標 4	かわさきイベントアプリにおける「環境・自然」「生き物」関連のイベント登録件数	346件	●	●	
指標 5	環境教育等支援ポータルサイトの閲覧回数	49,011回	●	●	